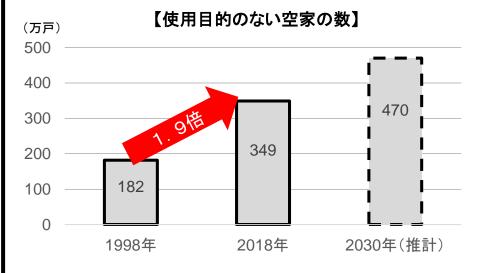
# 背景と方向性

### 背景

- 〇 使用目的のない空家は、この20年で約1.9倍に 増加。今後、更に増加する見込み。
- 現行法(平成26年制定)は、緊急性に鑑みて、 周囲に著しい悪影響を及ぼす空家(特定空家) への対応を中心に制度的措置を定めている。
  - ⇒ 特定空家になってからの対応は限界。

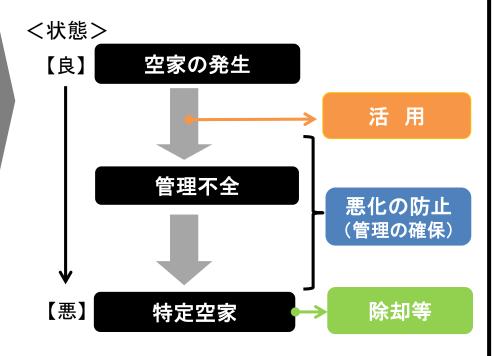


【出典】:住宅·土地統計調査(総務省)

使用目的のない空家:人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や 建工装まなどのために取り換すことになっている住宅など

方向性

空家の「活用拡大」、「管理の確保」、 「特定空家の除却等」の3本柱で対応を強化



# 1. 活用拡大

## (1)空家活用の重点的実施

- ○「**空家等活用促進区域**」を創設し、**用途変更** や**建替え**等を促進
- 中心市街地、地域再生拠点など
- <u>**市区町村**</u>が活用<u>指針</u>を明示
- 指針に合った空家<u>活用</u>を市区町村から **所有者に要請**
- 許認可等を合理化・円滑化

## (2)所有者不在の空家の処分

〇所有者に代わって処分を行う<u>財産管理人</u> <u>の選任を市区町村</u>が裁判所に<u>請求</u>

#### **| 接道規制の合理化**(建築基準法)

前面に接する道が幅員4m未満でも、安全確保策<sup>※1</sup>を前提に、建替え、改築等を特例認定



※1 市区町村と特定行政庁※2が協議して指針に規定 ※2 特定行政庁:人口25万人以上の市又は都道府県等



#### 用途規制の合理化(建築基準法)

・各用途地域で**制限された用途**でも、指針に定めた用途※への変更を特例許可

※市区町村が特定行政庁の同意を得て指針に規定



コミュニティ・カフェとして活用

#### 市街化調整区域内の空家の用途変更(都市計画法)

・<u>用途変更許可</u>の際、指針に沿った空家活用が進むよう<u>知事が配慮</u>

### (3)自治体や所有者等へのサポート体制

- ○**空家等管理活用支援法人**の創設
  - NPO法人、社団法人等を**市区町村が指定**
- ・所有者・活用希望者への普及啓発・情報提供
- ・所有者に寄り添った相談対応、委託に基づく空家管理※
  - ※市区町村が本人同意を得て法人に所有者情報を提供
- 委託を受けて所有者探索
- 市区町村に財産管理制度の利用を提案 等

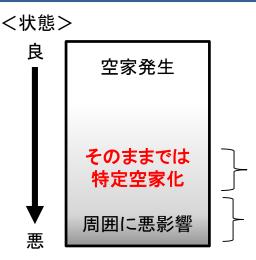
# 2. 管理の確保

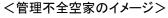
## (1)特定空家※化の未然防止 ※周囲に著しい悪影響を与える空家

○国が「空家の<u>管理指針</u>」を告示

(定期的な換気、通水、庭木伐採等)

- ○放置すれば特定空家となるおそれのある空家 (<u>管理不全空家</u>)に対し、<u>市区町村が指導・勧告</u>
- ○**勧告**された空家は住居利用が難しく、敷地に係る 固定資産税の**住宅用地特例**(1/6等に減額)は**解除**







窓が割れた管理不全空家

#### 管理不全空家··指導·勧告

特定空家···指導·勧告· 命令·代執行

# (2)管理不全建物管理制度の活用

〇所有者に代わって建物管理を行う「<u>管理</u> **不全建物管理人**」の選任を**市区町村**が 裁判所に**請求** 

# (3)所有者把握の円滑化

○ **電力会社等**にある所有者情報を市区町村 が**提供要請** 

# 3. 特定空家の除却等



[緊急代執行]

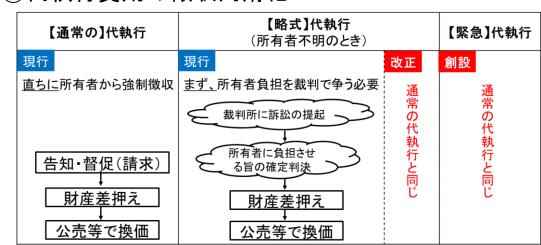
①緊急代執行制度(創設)

[通常の代執行] 命令等 相当の猶予

[緊急時には不要]

(緊急代執行を要する崩落しかけた屋根→)

## ②代執行費用の徴収円滑化



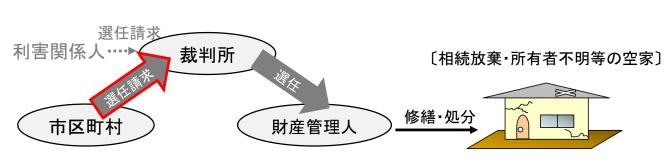
### (2)相続放棄、所有者不明・不在の空家への対応

(管理不全空家、特定空家等)

○ <u>市区町村</u>が裁判所に「<u>財産管理人」(※)の選任を請求</u>し、

修繕や処分を実施

(注)民法上は、利害関係人のみ請求可



代執行

代執行

※相続財産清算人、不在者財産管理人、所有者不明建物管理人、管理不全建物管理人、管理不全土地管理人

## (3)状態の把握

○ <u>所有者への報告徴収権</u>

を市区町村に付与し、 勧告·命令等を円滑化